

令和元年6月28日  
(照会先)  
リスク統括部  
リスク統括部長 川田 高寛  
(電話直通 03-6892-7744)  
経営企画部広報室  
広報室長 山田 勝  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

## 事務処理誤り等(令和元年5月分)について

令和元年5月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

## 事務処理誤り等（令和元年5月分）について

別添

### I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

### II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

#### 1 令和元年5月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和元年度に発生した事務処理誤りが18件、平成30年度が33件、平成29年度が19件、平成28年度が5件、平成27年度が4件、平成26年度以前が33件、合計112件(市区町村において発生した6件、委託業者等が発生させた24件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な96件について、一覧で事象をお示ししています。

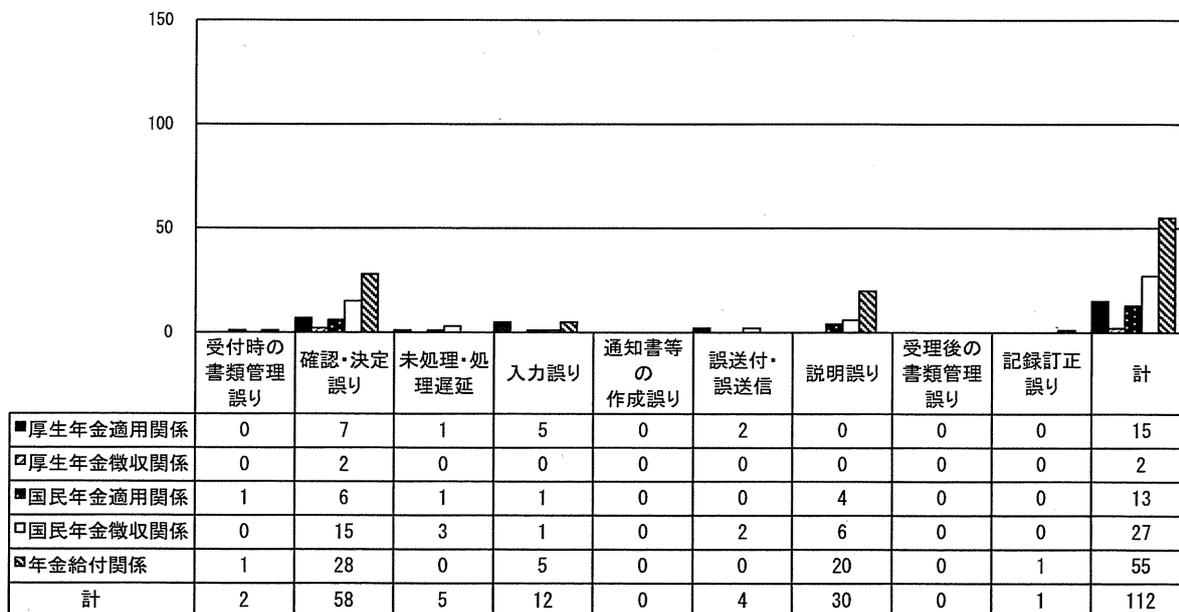
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	合計
件数	25(2)	1	0	0	4	0	0	3(1)	4(1)	5	19(7)	33(13)	112(30)
割合	22.3%	0.9%	0.0%	0.0%	3.5%	0.0%	0.0%	2.7%	3.5%	4.5%	17.0%	29.5%	100.0%

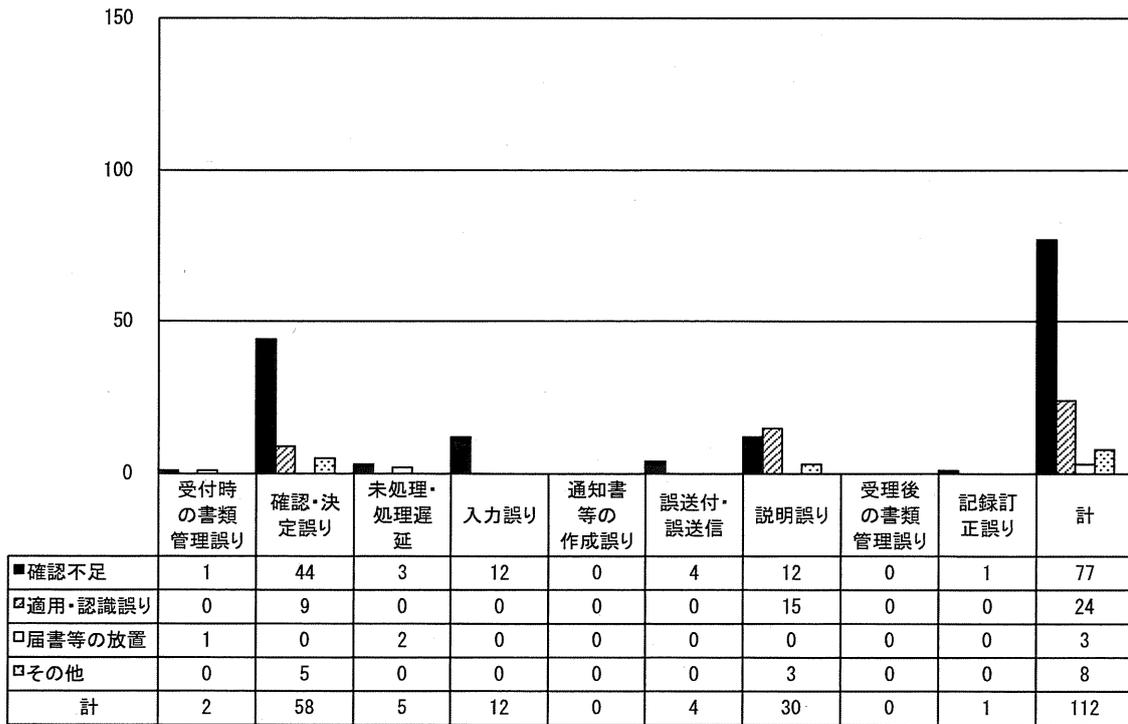
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

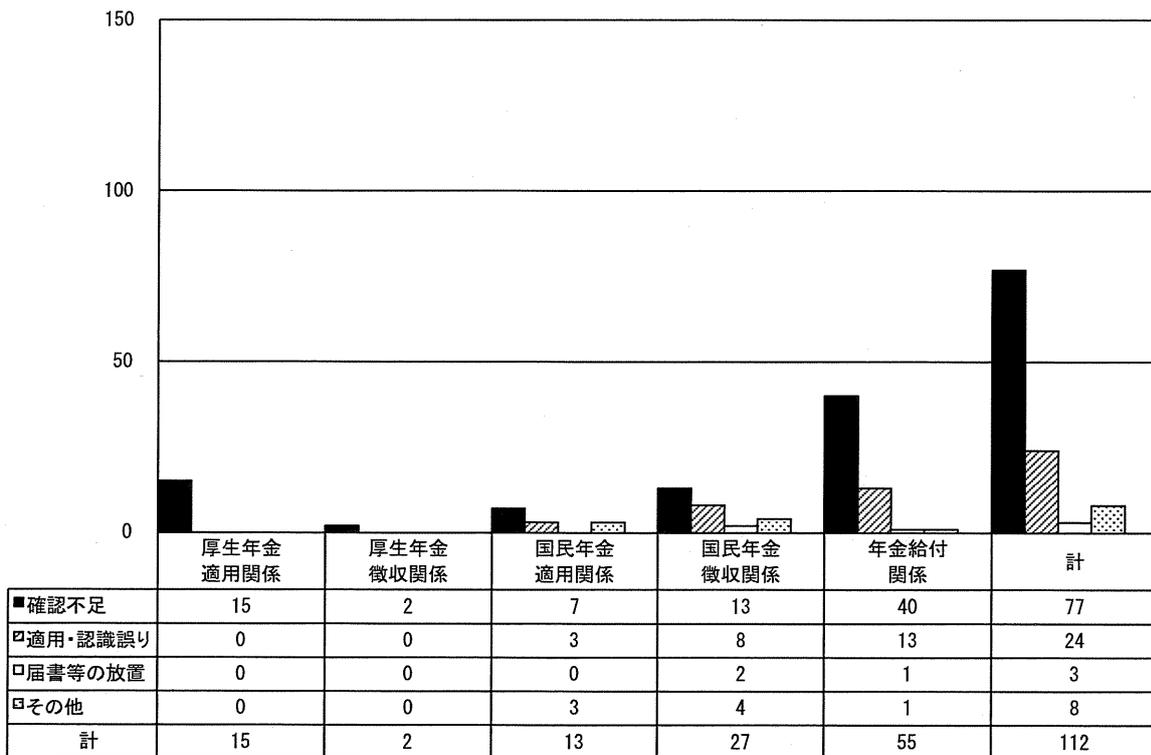
#### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



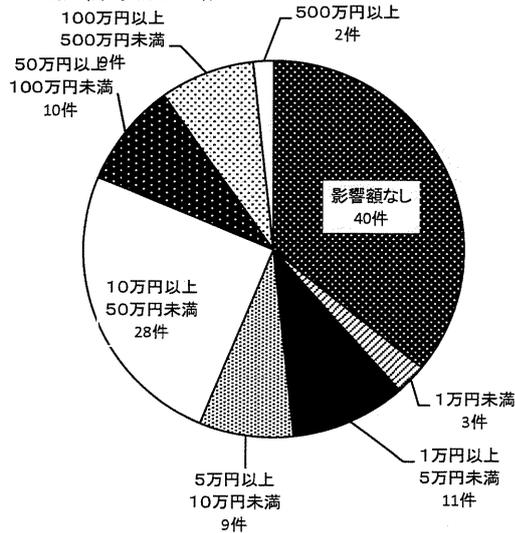
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

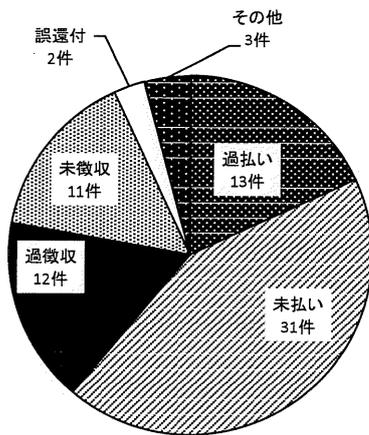


### 5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		10	0	7	10	13	40
1万円未満		0	1	0	2	0	3
1万円以上 5万円未満		0	0	3	4	4	11
5万円以上 10万円未満		1	0	1	0	7	9
10万円以上 50万円未満		2	0	2	11	13	28
50万円以上 100万円未満		1	0	0	0	9	10
100万円以上 500万円未満		1	1	0	0	7	9
500万円以上		0	0	0	0	2	2
計		15	2	13	27	55	112

### 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	13件	8,117,965	624,458
未払い	31件	38,546,094	1,243,422
過徴収	12件	3,643,490	303,624
未徴収	11件	1,472,866	133,896
誤還付	2件	97,296	48,648
その他	3件	1,300,598	433,532
計	72件	53,178,309	738,587

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと過徴収	1件	161,918円
過払いと未徴収	1件	1,102,770円
過徴収と未徴収	1件	35,910円

### 7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	54件	48.2%
外部	58件	51.8%
計	112件	100.0%

### Ⅲ 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検に関する令和元年6月28日時点の対応状況は以下のとおりです。

#### (1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・支払いが完了した方 105,119人 (605.3億円)
- ・支払いが完了していない方 844人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行ってまいります。

#### (2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があった方への対応状況

- ・「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方

令和元年6月支払 24人 (0.2億円)

(参考：平成30年2月から令和元年6月までの累計 24,057人 (138.0億円))

#### (3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せずに追加でお支払いした方

令和元年6月支払 0人 (0円)

(参考：平成30年1月から令和元年6月までの累計 48人 (0.7億円))

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

#### IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において事象毎に分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、今後の事象毎に抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和元年6月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額※	対応件数	影響金額
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	8件	848万円	375件	8,061万円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	2件	208万円	1,547件	12.2億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	3件	373万円	147件	1,541万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	2件	78万円	84件	500万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	0件	0円	167件	3,257万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	238件	3,815万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	1件	3万円	11件	972万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	2件	102万円	1,404件	1.0億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	2件	21万円	12件	338万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	7件	464万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	37件	3,640万円	156件	1.0億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	2件	202万円	64件	259万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	19件	4,175万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	8件	26万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	2件	110万円	17件	1,156万円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	321件	2.0億円	20,798件	10.3億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	3件	406万円	240件	9,554万円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	0件	0円	225件	8.6億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	5,451件	5,511万円	44,410件	8.1億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	730件	1.2億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※上記の他、項番9、項番29については、本人に届書を提出していただくためのお知らせ文書の送付を開始しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

## ○日本年金機構の令和元年5月分の事務処理誤り一覧(1～15ページ)

1. 厚生年金適用関係	.....	1P	整理番号 1～12
2. 厚生年金徴収関係	.....	3P	整理番号 13～14
3. 国民年金適用関係	.....	4P	整理番号 15～27
4. 国民年金徴収関係	.....	6P	整理番号 28～49
5. 年金給付関係	.....	9P	整理番号 50～96

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(16～18ページ)

# 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2019年4月5日	2019年4月16日	<p>○事業所から問合せがあり、資格取得届の受付処理時に確認を誤り、他の事業所の資格取得届と混合したため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、保険証が送付されていることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した保険証を回収し、訂正処理を行い正しい事業所に送付しました。</p> <p>●担当部署において、届書の受付処理時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	なし	0
2			東京	大田	2019年4月16日	2019年5月22日	<p>○事業所から問合せがあり、資格取得届の受付処理時に確認を誤り、資格取得届の処理を不要としたため、保険証が発行されず又保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。入力処理を行い、保険証を発行し又未徴収の保険料は納付していただきました。</p> <p>●担当部署において、届書の受付処理時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	未徴収	68,496
3			北海道	事務センター	2019年4月9日	2019年4月22日	<p>○事業所から問合せがあり、資格取得届の受付処理時に事業所整理記号の確認を誤り、他の事業所の事業所整理記号としたため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、保険証が送付されていることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行い保険証を正しい事業所に送付しました。</p> <p>●担当部署において、届書の受付処理時の事業所整理記号の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	なし	0
4			東京	東京広域事務センター	2019年4月5日	2019年4月16日	<p>○事業所から問合せがあり、資格取得届の受付処理時に事業所整理記号の確認を誤り、他の事業所の事業所整理記号としたため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、保険証が送付されていることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した保険証を回収し、訂正処理を行い正しい事業所に送付しました。</p> <p>●担当部署において、届書の受付処理時の事業所整理記号の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	なし	0
5			東京	千代田	2015年4月28日	2019年3月8日	<p>○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
6		福岡	八幡	1994年6月1日	2019年3月5日	<p>○お客様から問合せがあり、資格取得届の入力時の性別の確認不足により、性別を誤って入力したため、事実と異なる性別で登録されていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、資格取得届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1名	なし	0	
7		香川	高松広域事務センター	2019年5月9日	2019年5月28日	<p>○事業所から問合せがあり、委託業者における資格取得届の入力時の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、誤った標準報酬月額が決定されていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し資格取得届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1事業所	なし	0	
		入力誤り								

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
8	算定基礎届の誤り	入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2017年9月1日	2019年4月2日	<p>○内部点検において、算定基礎届の報酬月額の入力時の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、誤った標準報酬月額が決定され、保険料の未徴収及び老齢厚生年金の在職支給停止が行われ、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただき又過払いの年金は返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1事業所 1名	その他	1,102,770
9	70歳以上被用者算定基礎届の誤り	入力誤り	宮城	仙台広域事務センター	2018年8月1日	2019年4月12日	<p>○内部点検において、70歳以上算定基礎届の報酬月額の入力時の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、誤った標準報酬月額による老齢厚生年金の在職支給停止が行われ、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金は返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、70歳以上算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1名	過払い	671,685
10	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	名古屋広域事務センター	2019年4月頃	2019年4月24日	<p>○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者において封入封緘時の確認が不足し、誤って受託していない事業所の「資格取得決定通知書及び年金手帳」が送付されていることが判明しました。</p> <p>●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した「資格取得決定通知書及び年金手帳」を回収し、本来送付すべき事業所へ送付しました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。</p>	2事業所	なし	0
11			長崎	諫早	2019年5月13日	2019年6月13日	<p>○社会保険労務士から問合せがあり、算定基礎届の送付先の確認が不足し、誤った送付先を登録したため、受託していない事業所の算定基礎届が送付されていることが判明しました。</p> <p>●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき送付先へ送付しました。</p> <p>●担当部署において、算定基礎届の送付先の登録時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	63社労士	なし	0
12	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	本部	事業企画部	2006年7月21日	2019年5月10日	<p>○年金事務所から連絡があり、電子申請について機構本部で適切な進捗管理を行う仕組みができていなかったため、処理が行われていない届書があることが判明しました。</p> <p>●年金事務所からお客様にお詫びと説明をし、必要な処理を行ったうえで、過徴収の保険料については還付の処理を行い、年金の過払いが発生しているお客様については返納の処理を行います。</p> <p>●年金事務所において、電子申請の届書の受付を日々確認するよう改めて指示しました。</p>	44事業所 2名	その他	161,918

## 2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
13	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	川崎	2017年 9月20日	2019年 2月25日	<p>○事業所から問合せがあり、管轄外となった二以上事業所勤務被保険者について、事務処理手順の確認不足から、保険料の取消登録を行っていなかったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。入力処理を行い、過徴収の保険料については還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、二以上事業所勤務被保険者にかかる事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	過徴収	1,198,560
14	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	埼玉県	大宮	2018年 12月27日	2019年 4月8日	<p>○事業所から問合せがあり、保険料還付請求書を作成する際に確認が不足し、誤った金額で作成していたため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、誤還付となった保険料の返納処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、保険料還付請求書作成時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	誤還付	7,436

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
15	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	大阪	城東	2011年 10月5日	2018年 11月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届を受理する際の本人確認が不足し、別人の基礎年金番号により届書を受付していたため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、届書受付時の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	誤還付	89,860
16	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2015年 1月23日	2019年 1月11日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
17			沖縄	那覇	2018年 2月27日	2018年 12月17日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書について、合算対象期間の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	147,060
18			香川	高松西	1967年 4月26日	2017年 7月5日	○担当部署で確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	26,018
19			愛知	名古屋広域 事務センター	2015年 9月18日	2018年 5月17日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際確認が不足し、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	181,320
20			入力誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2017年 12月18日	2019年 3月4日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、資格喪失予定年月日を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収
21	説明誤り		千葉	佐原	2005年 2月頃	2018年 12月6日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
22			北海道	新さっぽろ	2014年 8月19日	2018年 4月12日		1名	なし	0
23			富山	魚津	2002年 10月19日	2018年 12月4日		1名	なし	0
24			富山	魚津	2009年 8月3日	2018年 12月27日		○市町村から連絡があり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
25	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	青森	八戸	1985年 12月11日	2019年 4月9日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失年月日が登録されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、処理時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
26	国民年金適用関係の誤り	受付時の書類管理誤り	島根	松江	2019年 5月14日	2019年 5月17日	○郵便物の開封時において、確認不足から、内容物であった国民年金保険料口座振替申出書を切断してしまったため、処理が行えなくなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申出書をご提出いただき、処理を行いました。 ●担当部署において、郵便開封時の作業を丁寧に行うよう周知しました。	1名	なし	0
27	国民年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	愛知	名古屋広域 事務センター	2016年 5月23日	2019年 1月15日	○年金事務所から連絡があり、国民年金資格取得届を処理する際の確認が不足し、入力エラーとなった届書の補正処理を行わなかったため、納付書が発行されず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金資格取得届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	15,590

## 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
28	国民年金保険料追納 申込書の誤り	確認・決定誤り	茨城	土浦	2017年 11月21日	2018年 12月26日	○担当部署で確認したところ、追納可能期間の確認が不足し、納付書が発送されていない期間があったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料について現金領収しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	45,420
29			兵庫	東灘	2019年 2月7日	2019年 2月27日	○事務センターから連絡があり、追納可能期間の確認が不足し、納付書が発送されていない期間があったため、過去の期間からの納付とならず、過誤納が発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	311,810
30		説明誤り	大阪	東大阪	2015年 5月14日	2018年 10月16日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認が不足し、年金額が増額しないにもかかわらず、追納の案内をしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、追納する際の年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	15,430
31	国民年金後納保険料 納付申出書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台北	2018年 9月21日	2018年 10月9日	○担当部署で確認したところ、受給資格の確認不足により、本来納付できないにもかかわらず、国民年金後納保険料納付申出書を受付したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	327,660
32		説明誤り	本部	機構本部	2017年 10月20日	2018年 8月17日	○お客様から問合せがあり、委託業者において後納可能期間の確認不足により、誤った後納可能期間を案内し、お客様が誤った期間で申出をされたため、保険料が未徴収になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料について納付の案内を行いました。 ●委託業者に対し、後納可能期間の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	15,580
33	国民年金保険料免除・ 納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	千葉	市川	2017年 7月1日	2018年 10月17日	○市町村から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書について、市町村より提供された所得情報に誤りがあり、正しい免除審査を行えなかったことが判明しました。 ●市町村からお客様にお詫びの上説明し、機構において正しい所得情報で再度審査を行いました。 ●市町村に対して、正しい所得情報を提供するよう依頼しました。	1名	なし	0
34	国民年金保険料免除 理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	佐賀	武雄	1988年 5月頃	2019年 4月5日	○担当部署で確認したところ、免除要件の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理され、年金が決定されていたため、年金の過払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	140,562
35			兵庫	西宮	2011年 5月26日	2018年 8月20日	○お客様から問合せがあり、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、付加保険料の過徴収及び保険料の未徴収が発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	35,910

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
36	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台南	2017年 5月1日	2017年 5月31日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の緊急停止後の処理手順の確認が不足し、再開処理を行わなかったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	387,540
37		説明誤り	千葉	市川	2017年 2月頃	2018年 5月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、変更締切日の確認が不足し、変更締切日後に提出の案内をしたため、変更締切日まで処理が行われず、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、申出書の締切日の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	196,910
38	国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の誤り	入力誤り	広島	広島広域 事務センター	2019年 2月4日	2019年 4月4日	○お客様から問合せがあり、クレジットカード納付申出書を入力する際に、本来2年前納と入力すべきところ6か月前納と入力したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	283,220
39		説明誤り	東京	新宿	2019年 4月2日	2019年 4月26日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料のクレジット納付の手続きについて、誤った申込み締切日を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、クレジット納付について申込み締切日の確認を徹底し、必要な案内を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
40			大阪	天王寺	2019年 4月2日	2019年 5月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料のクレジット納付を中止する場合は、クレジットカードの有効期限が到来する場合であっても変更手続きが必要であったにもかかわらず、手続き不要と案内したため、引き落としの処理が行われ保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、クレジット納付の変更手続きについての確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	390,130
41	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	2019年 1月29日	2019年 3月11日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付書発行時の納付期限の確認が不足し、納付書発行の処理が遅れたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付期限の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	230,270
42			神奈川	事務センター	2016年 11月1日	2018年 11月9日	○年金事務所から連絡があり、保険料の充当処理を行う際確認が不足し、誤った期間に保険料を充当したため、過去の保険料が納められなくなり、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、保険料充当時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	3,810
43			福岡	福岡広域 事務センター	2019年 5月9日	2019年 5月21日	○機構本部より連絡があり、委託業者の確認不足により、領収済通知書の集計時に発生したエラーの補正処理を行わなかったため、すでに納付済みの方に対し、納付書を送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、領収済通知書の集計を行う際確認を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
44	国民年金徴収関係の誤り	説明誤り	本部	機構本部	2018年 5月25日	2018年 5月30日	○お客様から問合せがあり、委託業者において前納の相談を受けた際に、前納することができぬにもかかわらず、できないと回答したため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●委託業者に対し、前納案内時の確認を徹底し必要な案内をするよう指導しました。	1名	過徴収	1,160
45	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	京都	事務センター	2019年 3月28日	2019年 4月9日	○市町村から連絡があり、委託業者の封入封緘時の確認不足により、他の市町村への照会文書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が誤って送付した照会文書を回収し、正しい市町村へ送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	6名	なし	0
46			愛知	名古屋広域事務センター	2019年 5月10日	2019年 5月15日	○市町村から連絡があり、委託業者の封入封緘時の確認不足により、他の市町村へのリストを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が誤って送付したリストを回収し、正しい市町村へ送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
47	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	福岡	八幡	2018年 5月22日	2018年 10月9日	○事務センターから連絡があり、委託業者において書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●委託業者に対し、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう指導しました。	5名	なし	0
48			東京	世田谷	2005年 8月29日	2011年 7月28日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書等を処理せずに保管していたことが判明しました。 ●処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するように周知しました。	103名	なし	0
49			東京	江東	2006年 6月21日	2011年 8月15日		13名	なし	0

## 5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
50	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	兵庫	明石	1980年 12月頃	2018年 3月22日	○未支給年金請求時の記録確認により、通算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	601,372
51			東京	八王子	1990年 10月3日	2018年 4月2日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	774,926
52			大阪	吹田	2014年 7月24日	2018年 3月7日	○担当部署において確認したところ、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	657,410
53			福岡	八幡	2018年 8月16日	2019年 1月10日	○市区町村から連絡があり、受給要件の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	275,028
54			福島	平	1999年 3月9日	2017年 10月16日	○お客様から問合せがあり、受給要件の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず老齢年金を決定せず脱退手当金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。脱退手当金の決定を取消した上で年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書受付時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	12,230,412
55	説明誤り	説明誤り	東京	池袋	2018年 1月30日	2018年 4月16日	○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金第3号特例届の案内をせずに受給要件がないとして年金請求書を受付しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	72,275
56			鳥取	鳥取	2018年 4月3日	2018年 5月15日	○担当部署において確認したところ、制度の理解不足から、雇用保険の基本手当の申込をした場合、基本手当の給付制限期間にかかる年金は受給期間満了後に支給されるにもかかわらず、基本手当の申込をしても実際受給しなければ年金は通常どおり支払われると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、雇用保険を受給する場合の年金の支給停止について再確認しました。	1名	なし	0
57			長野	長野北	2019年 5月8日	2019年 5月8日	○担当部署において確認したところ、手続きに必要な添付書類の理解不足から、年金請求書を提出する際に必要な添付書類の説明を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金請求に必要な添付書類について再確認を行いました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
58	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	京都	上京	2002年 11月7日	2018年 11月19日	○担当部署において確認したところ、過去の年金相談の際に受給要件の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	271,403
59	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2019年 2月21日	2019年 3月5日	○お客様から問合せがあり、老齢年金決定時の共済組合加入期間の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
60			山梨	甲府	2006年 11月17日	2017年 7月6日	○担当部署において確認したところ、共済組合記録の確認不足から、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、旧三共済組合期間の一部を含めず老齢厚生年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	352,361
61	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	鹿屋	1998年 1月頃	2018年 7月6日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害厚生年金3級受給中のため国民年金が法定免除とならない期間を法定免除としたまま老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	324,417
62			大阪	城東	1972年 11月30日	2017年 3月6日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	216,227
63			東京	品川	2008年 5月16日	2018年 12月13日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、年金額の計算の基礎となる厚生年金期間に脱退手当金の支給済期間を含めて老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	552,132
64			香川	高松西	2004年 5月1日	2018年 6月5日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、厚生年金基金の加入期間について代行返上されているにもかかわらず、年金額の改定を行わなかったことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、代行返上にかかる基金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	129,850

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
65	老齢年金の繰下げの誤り	説明誤り	東京	杉並	2017年 12月20日	2018年 3月12日	<p>○お客様から問合せがあり、繰下げ制度の理解不足から、委託社会保険労務士が老齢厚生年金のみ繰下げを希望している方に対し、老齢基礎年金と老齢厚生年金は同時に繰下げることとなると誤って説明し65歳から支給の老齢基礎年金請求書を受けせず、繰下げ請求書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	1名	未払い	3,827,639
66			大阪	玉出	2018年 10月22日	2019年 1月22日	<p>○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、委託社会保険労務士が老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢年金請求書の提出を案内し受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	1名	過払い	30,629
67			神奈川	厚木	2017年 6月12日	2017年 10月16日	<p>○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、70歳から老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、70歳到達前に老齢年金請求書の提出を案内し受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金請求書受付時には繰下げ意思の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	811,832
68			茨城	水戸南	2017年 12月27日	2018年 3月12日	<p>○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、委託社会保険労務士が70歳から老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、70歳到達前に老齢年金請求書の提出を案内し受付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金の過払いはありませんでした。</p> <p>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	1名	なし	0
69	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	八幡	2019年 1月9日	2019年 2月5日	<p>○お客様から問合せがあり、遺族年金請求書の処理時に、請求書記載内容の確認不足から、受給権発生年月日の登録を誤ったため、誤った受給権発生年月日が記載された年金証書が送付されていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい受給権発生年月日が記載された年金証書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、遺族年金決定時には受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
70		説明誤り	北海道	旭川	2018年 3月23日	2018年 9月19日	<p>○お客様から問合せがあり、年金相談時に、日本鉄道共済組合から支給される年金を考慮した上で遺族厚生年金を長期要件と短期要件のどちらで決定するかをお客様に決定していただくところ、お客様への説明が不足したため、お客様の希望しない短期要件で遺族厚生年金を決定したことにより、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、遺族年金の相談の際には、機構以外から支給される給付の受給状況の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	652,974
71			東京	江東	2019年 5月7日	2019年 5月9日	<p>○担当部署において確認したところ、年金相談時の支給要件の確認不足から、子の遺族基礎年金は父と生計が同一であれば支給停止になるにもかかわらず、支給停止されることを説明していなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、子の遺族基礎年金の支給要件を再確認しました。</p>	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
72	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2019年4月4日	2019年4月22日	○お客様から問合せがあり、障害年金請求書の受付日の確認不足から、事実と異なる日付を受給権発生日として障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には障害年金請求書の受付日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	64,942
73			本部	障害年金センター	2018年11月8日	2019年3月4日	○お客様から問合せがあり、併合認定制度の理解不足から、2つの障害の併合認定により障害等級2級として障害年金を決定すべきところ、3級として障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、併合認定制度の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,139,158
74			本部	障害年金センター	2017年7月31日	2017年10月30日	○年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間中に初診日があったにもかかわらず、障害厚生年金の審査を行わず障害基礎年金のみ決定したため、障害厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金審査時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	86,569
75			説明誤り	栃木	栃木	2017年5月31日	2018年4月13日	○市区町村から連絡があり、過去の年金相談の際に納付要件の確認不足から、障害年金の納付要件を満たしているにもかかわらず請求書を受付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を提出いただき審査を行いました。 ●担当部署において、年金相談時には納付要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし
76	加給年金の誤り	確認・決定誤り	京都	上京	1994年10月13日	2017年7月6日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金請求書処理時の確認不足から、配偶者の生年月日の登録を誤ったため、配偶者がお亡くなりになるまで支給される加給年金が誤って配偶者の65歳到達時点で支給終了とされたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には配偶者の生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,542,236
77			静岡	浜松西	1995年7月頃	2017年6月14日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、誤って別人の基礎年金番号を登録したため、夫の加給年金及び妻の振替加算の加算処理が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	3,910,454
78			説明誤り	山口	岩国	2018年10月2日	2018年10月2日	○年金相談時の記録確認により、手続きに必要な添付書類の理解不足から、加給年金を加算するために必要のない添付書類を必要であると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、加給年金の加算に必要な添付書類について再確認を行いました。	1名	なし

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
79	再裁定の誤り	確認・決定誤り	岐阜	多治見	2011年 4月28日	2018年 10月4日	<p>○機構本部から連絡があり、高齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	874,936
80	年金選択の誤り	確認・決定誤り	愛媛	新居浜	2017年 11月27日	2018年 5月11日	<p>○担当部署において確認したところ、厚生年金基金の支給状況の確認不足から、委託社会保険労務士が厚生年金基金を受給していることを考慮しないで、お客様の意向とは異なる年金選択申出書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	1名	未払い	66,008
81			愛媛	松山西	2002年 11月21日	2018年 6月15日	<p>○機構本部から連絡があり、年金受給状況の確認不足から、お客様の意向とは異なる年金選択処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	621,430
82		説明誤り	島根	出雲	2017年 2月3日	2018年 9月26日	<p>○他の年金事務所から連絡があり、年金選択の説明をする際、厚生年金基金の代行返上による影響を誤って説明したことにより、お客様の意向とは異なる年金選択申出書を受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、厚生年金基金の代行返上が行われた場合の扱いについて周知しました。</p>	1名	過払い	2,313,192
83	時効特例給付の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2018年 7月23日	2018年 10月15日	<p>○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者記録が判明したため年金の再裁定を行う際、時効特例給付及び遅延特別加算金の支払いを行うべきところ行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、時効特例給付の取扱いについて再確認しました。</p>	1名	未払い	194,437
84	死亡一時金の誤り	説明誤り	三重	松阪	2017年 9月27日	2017年 11月27日	<p>○お客様から問合せがあり、寡婦年金の見込額の確認不足から、死亡一時金を受給するよりも寡婦年金を受給した方が有利となる方に対し、委託社会保険労務士がお客様の意向を確認せず死亡一時金の請求書を受付したため、死亡一時金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様の意向を確認し、寡婦年金の請求を受付するとともに、死亡一時金の決定を取消し、過払いの死亡一時金については返納の処理を行いました。</p> <p>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	1名	過払い	228,500
85			北海道	砂川	2019年 2月4日	2019年 3月13日	<p>○担当部署において確認したところ、死亡一時金の受給要件の確認不足から、受給要件を満たしていないにもかかわらず、死亡一時金を請求できると誤って説明していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、死亡一時金の受給要件について周知しました。</p>	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
86	死亡一時金の誤り	説明誤り	山形	鶴岡	2019年 5月17日	2019年 5月21日	○担当部署において確認したところ、死亡一時金制度の理解不足から、委託社会保険労務士が死亡一時金の支給額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
87	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	大阪	東大阪	1987年 9月22日	2019年 3月14日	○老齢年金請求書受付時の記録確認により、年金記録の確認不足から、旧国民年金法の障害年金の受給権発生により法定免除となる被保険者期間について、追納の申込を行わないまま保険料の納付があった場合は、国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い特別一時金を決定していたため、国民年金保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の決定を取消し、保険料納付済期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	188,100
88	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	本部	中央 年金センター	2019年 1月22日	2019年 2月27日	○担当部署において確認したところ、記録訂正時の確認不足から、代行返上していない基金記録を誤って代行返上している基金記録に訂正したことにより、代行返上による年金額改定処理が老齢年金に行われたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,132,016
89	振替加算の説明誤り	説明誤り	北海道	旭川	2017年 9月25日	2017年 12月19日	○機構本部から連絡があり、年金相談時の確認不足から、振替加算の加算対象となるため、老齢基礎年金加算開始事由該当届の提出を案内する必要があるにもかかわらず案内しなかったため、振替加算の支給対象期間の一部が時効消滅し、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には振替加算の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,825
90	年金見込額の誤り	説明誤り	山形	鶴岡	2016年 9月1日	2019年 4月24日	○お客様から問合せがあり、年金見込額試算時の確認不足から、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金見込額試算時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
91	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2019年 1月15日	2019年 2月1日	○福祉医療機構から連絡があり、支払事務の処理手順を誤ったため、現在は年金担保融資を受けていないにもかかわらず、福祉医療機構あて年金が支払われ、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者が福祉医療機構にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、支払事務の処理手順を再確認しました。	1名	過払い	17,781
92			北海道	釧路	2019年 2月21日	2019年 4月2日	○お客様から問合せがあり、死亡一時金請求書の処理時に金融機関支店コードの確認を誤り登録を行ったため、死亡一時金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡一時金請求書処理時には死亡一時金振込先口座の金融機関支店コードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	228,500

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
93	年金の振込金融機関にかかる誤り	入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2019年 2月28日	2019年 4月16日	<p>○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1名	未払い	327,369
94			京都	事務センター	2019年 2月21日	2019年 3月20日	<p>○機構本部から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から氏名フリガナの入力を誤っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れはありませんでした。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1名	なし	0
95			岡山	岡山広域事務センター	2019年 1月24日	2019年 3月11日	<p>○機構本部から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1名	未払い	20,374
96		説明誤り	本部	相談・サービス推進部	2019年 2月12日	2019年 3月5日	<p>○お客様から問合せがあり、コールセンターの相談対応を行っている委託業者が、すでに受給権者の氏名変更処理が完了しているため、振込先口座の名義を変更後の氏名に変更しないと年金が振込不能となるお客様に対し、振込先口座の名義を変更しなくても次回の年金振込には問題ないと誤って説明したため、年金が振込不能となり年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●委託業者に対し、氏名変更があった場合の扱いについて再確認するよう指導しました。</p>	1名	未払い	83,634

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。</li> <li>○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算)</li> <li>○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。</li> <li>○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。</li> </ul>
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間)</li> <li>○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。</li> </ul>
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間)</li> <li>○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。</li> <li>○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。</li> <li>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</li> </ul>
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。</li> <li>○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者が国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。</li> <li>○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。</li> <li>○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。</li> <li>○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。</li> <li>○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。</li> </ul>
12	国民年金任意加入者の受給権発生日月の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。</li> <li>○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。</li> <li>○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生日月を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。</li> <li>○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</li> <li>○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。</li> <li>○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>

項番	事象	概要
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</li> <li>○この場合、システマ的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</li> <li>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</li> </ul>
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。</li> <li>○旧公共企業体(JT、JR、NTT)〔「三共済」〕についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。</li> <li>○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。</li> </ul>
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。</li> <li>○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。</li> <li>○その際、遺族共済年金の要件及び年金額を確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。</li> </ul>
21	遡及決定時の届書取漏れによる加給年金の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。</li> <li>○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。</li> <li>○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。</li> <li>○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。</li> <li>○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。</li> <li>○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。</li> <li>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</li> </ul>
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</li> <li>○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。</li> <li>○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。</li> </ul>
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</li> <li>○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にしている。</li> <li>○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。</li> </ul>
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。</li> <li>○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。</li> <li>○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。</li> </ul>
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。</li> <li>○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。</li> <li>○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。</li> </ul>
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</li> <li>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</li> <li>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</li> <li>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</li> </ul>

項番	事象	概要
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。